令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	No 28		府省庁名 国土交							通省								
対象税目		個。	人住民税	法人住	民税	事業税	不動產	主取得税	固定	資産税	事業	所税	その他	ļ (都市計	画税)		
要望 項目名		-	資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課 税標準の特例措置の延長															
要望内容(概要)		• !	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 特定貨物輸入拠点港湾において埠頭を運営する事業者が、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等 (アンローダ、ベルトコンベア、管理棟等)															
		- !	・特例措置の内容 取得後 10 年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を 2/3 とする特例措置を 2 年間延長															
関係	条文	t	地方税法 地方税法 地方税法 港湾法第	施行令[施行規]	附則第 則附則	11 条第 第6条第	第66項		50条0)6第2	2項第	3号						
減 見 記	収 込額		初年度] 改正増減	収額〕	- -	(▲27)	[平年	[度]		_	(•	48)		(単	位:百	万円)	
要望	理由	_	1)政策 大型船に ・飼料穀 実現し、	対応した物の安定	定的か	つ効率的	りな海上	=輸送網	の形成	を図る	ことて	ī, Z	れらの				-	
		(2) 施策の必要性 新興国等の急速な経済成長に伴い、資源等の需要は世界的に急増しており、船舶の大型化や大型船に対応した港湾整備が世界的に進行しているが、我が国においては、国全体としての資源等ばら積み貨物(包装されずにそのまま船積みされる貨物)の需要は大きいものの、その需要が全国的に分散しており、各港湾での輸入量が少なく、船舶の大型化による海上輸送の効率化が進んでいない状況にある。このため、ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾(特定貨物輸入拠点港湾)を指定し、重点的に大型船に対応した港湾機能を確保するとともに、複数の荷主が連携し、海上運送の共同化を進めることにより、大型船を活用した複数港寄り2次輸送等による効率的な海上輸送網を形成し、一層の生産性向上を図ることが重要である。そのためには、特定貨物輸入拠点港湾において、大量の貨物の迅速かつ円滑な積卸し、荷さばき、1次代管、陸送・内航輸送への積替え等が求められることから、高能率な荷さばき施設等の整備が必要となる。しかし、高能率な荷さばき施設等については、その整備により必ずしも直ちに埠頭を運営する民間事業の収入が増加するものではないこと、また、当該荷さばき施設等の整備・保有には多額のコストがかかることから、その投資リスクが大きく、強いインセンティブがなければ、高能率な荷さばき施設等の整備が促送されないおそれがある。このため、当該埠頭を運営する民間事業者による施設整備等を通じて、当該埠頭において海上輸送の共同化の促進に資する埠頭運営を実現するためには、本税制特例措置が必要不可欠である。							装でみ保り 次。業る促さの貨すや 保 者こ進									
対応	望に する 或案	_																
TID#										~ _				20	•			

政策目標6 国際競争力、提供交流、広域・地域印速接等の確保・強化 施策目標19 海上物流及艦の強化等較合的な物流体系整備の積進、みなとの振興、安定的な 国際海上輸送の循保を推進する 素検指標74 海上貨物輸送コスト低減効果(②国際) ○経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月21日間議決定)において、「成長力を 強化し支える社会資本整備を戦略的に重点化し、安定的・持続的な公共投資を推進する。国 際競争力強化等の基盤となる、・・国際戦略池湾・・・を整備する。」と記載あり。 の成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日間議決定)において、「感染症等による社会経 済信勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、・・・国際コンテナ・バルク戦略港湾等 の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能池化を図る・・・。」と記載あり。 政策の 達成目標 「統負担軽減措 高等の適用又 は延長期間 同しの期間中 の達成目標 「公職の第4年4月1日~令和5年3月31日) 「公職の第4年2月1日~令和5年3月31日) 「公職の第4年2月に銀路・活用を通じた企業部といっては、今後、次期社会資本整備重点計画に が15年2年12月に銀路を設定した企業部連携の促進に資する均硬運営を実現。 「公開路準・平成29年2月に銀路・行産等では今後、企業14m)に差手・平成29年2月に銀路を待ち定貨物輸入拠点総第(保管・に変)で、中域29年2月に銀路・行港湾管理者)が総路西港原外環境(線)を運営事業者に認定・平成29年2月に銀路西港原除金環境(株)による経験連環等物が入り、下海に ・平成29年2月に銀路で、日本海管理者)がの経済経済を利用推進計画を公表・平成29年3月に組織県、港湾管理者)が小名浜建特定利用推進計画を公表・令和元年6月に福島県、(港湾管理者)が小名浜建特定利用推進計画を公表・令和元年6月に福島県、(港湾管理者)が小名浜建特定利用推進計画の変更を公表 の機体が発送していまり、後は下松港国際物流ターミナル整備事業(水深 19m、14m、12m)に第手・平成29年2月に山口県(港湾管理者)が小名浜港特定利用推進計画を公表・令和元年6月に福島県、(港湾管理者)がやまぐち港湾運営(株)を港湾運営会社の運営計画の変更を公表 の機体が設定していまり、後端管理者)がいまぐち港湾運営(株)を港湾運営会社に指定・平成29年2月に山口県(港湾管理者)がをまぐち港湾運営(株)を港湾運営会社に指定・平成29年2月に山口県(港湾管理者)が港湾運営会社の運営計画の変更を認可し、水島港国際物流とシラー(株)にバルウェ保)にお定・平成29年度より、赤南市港港・領西解数及事業(水深 14m)に着手・令和2年3月に同山県(港湾管理者)が港湾運営会社の運営計画の変更を認可し、水島港国際物流とシラー(株)にバルウ・大田・原産・大田・産・大田・				
政策の 達成目標		政		施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な 国際海上輸送の確保を推進する 業績指標 74 海上貨物輸送コスト低減効果 (②国際) 〇経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年6月21日閣議決定)において、「成長力を 強化し支える社会資本整備を戦略的に重点化し、安定的・持続的な公共投資を推進する。国 際競争力強化等の基盤となる、・・・国際戦略港湾・・・を整備する。」と記載あり。 〇成長戦略フォローアップ (令和2年7月17日閣議決定)において、「感染症等による社会経 済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、・・・国際コンテナ・バルク戦略港湾等
□ 日本			• •	海上貨物輸送コストの低減効果(対平成25年度総輸送コスト)約5%減(令和2年度) なお、令和3年度~令和7年度の時期目標については、今後、次期社会資本整備重点計画に
□連性 ○			置等の適用又	2年間(令和3年4月1日~令和5年3月31日)
○ 明治帝	合理			〇特定貨物取扱埠頭1港において企業間連携の促進に資する埠頭運営を実現。
ページ 28 — 2	119			・平成 26 年度より、釧路港国際物流ターミナル整備事業(水深 14m)に着手・平成 27 年 12 月に釧路市(港湾管理者)が釧路西港開発埠頭(株)を運営事業者に認定・平成 28 年 2 月に釧路市(港湾管理者)が釧路港特定利用推進計画を公表・平成 31 年 3 月に釧路西港開発埠頭(株)による釧路港国際物流ターミナルの供用開始〇小名浜港・平成 25 年度より、小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業(水深 18m)に着手・平成 25 年 12 月に小名浜港を特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定・平成 26 年 12 月に福島県(港湾管理者)が小名浜埠頭(株)を運営事業者に認定・平成 26 年 12 月に福島県(港湾管理者)が小名浜埠頭(株)を運営事業者に認定・平成 26 年 12 月に福島県(港湾管理者)が小名浜港特定利用推進計画の変更を公表・令和元年 5 月に福島県(港湾管理者)が小名浜港特定利用推進計画の変更を公表・令和元年 5 月に福島県(港湾管理者)が小名浜港特定利用推進計画の変更を公表・で成 28 年度より、徳山下松港国際物流ターミナル整備事業(水深 19m、14m、12m)に着手・平成 29 年 12 月に山口県(港湾管理者)がやまぐち港湾運営(株)を港湾運営会社に指定・平成 31 年 3 月に山口県(港湾管理者)が徳山下松港特定利用推進計画を公表・平成 29 年度より、水島港国際物流ターミナル整備事業(水深 14m、12m)に着手・令和 2 年 3 月に岡山県(港湾管理者)が港湾運営会社の運営計画の変更を認可し、水島港国際物流センター(株)にバルク業務を追加・○志布志港
			ページ	28 — 2

有効性		望の措置の 用見込み	3件 (釧路港において、平成31年2月に釧路西港開発埠頭(株)が荷役機械を取得済み、 小名浜港において、令和2年3月に小名浜埠頭(株)が荷役機械を取得済み、 徳山下松港において、令和5年3月にやまぐち港湾運営(株)が荷役機械を取得予定)							
	効果	望の措置の 果見込み 手段としての有 生)	特定貨物輸入拠点港湾においては、大量の貨物の迅速かつ円滑な積卸し、荷さばき、一時保管、二次輸送への積替え等が求められることから、高能率な荷さばき施設等の整備が必要となる。 しかし、高能率な荷さばき施設等については、整備・維持に多額のコストがかかることから、その投資リスクが大きく、インセンティブがなければ、高能率な荷さばき施設等の整備が促進されない恐れがある。 本税制特例措置は、特定利用推進計画に基づき整備される高能率な荷さばき施設等の維持コストを低減することで、埠頭を運営する民間事業者に対し荷役機械の整備促進に寄与するインセンティブを与えるものであり、本政策目的を達成する上で必要不可欠なものである。							
	以夕	亥要望項目 小の税制上の 爰措置	_							
	要才	章上の措置等の 	〇ばら積み貨物の海上輸送ネットワークの拠点となる大型船に対応した国際物流ターミナルの整備(令和3年度予算要求額:港湾整備事業2,702億円の内数) 〇埠頭を運営する民間事業者が行う荷さばき施設等の整備に対する補助 (令和3年度予算要求額:港湾整備事業2,702億円の内数)							
相当性		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	○国際物流ターミナルの整備:大型船に対応した係留施設等を確保○補助:高能率な荷さばき施設等の整備に対する補助金の交付により、施設の取得に係るに下を低減し、高能率な荷さばき施設等の整備を促進○本税制特例措置:施設の保有に係るコストを低減し、高能率な荷さばき施設等の整備を促進							
		望の措置の 当性	本税制特例措置は、特定利用推進計画に基づき整備される高能率な荷さばき施設等の維持コストを低減することで、埠頭を運営する民間事業者に対し荷役機械の整備促進に寄与するインセンティブを与えるものであり、本政策目的を達成する上で必要不可欠なものである。なお、対象施設は、特定貨物取扱埠頭を運営する民間事業者が国の補助を受けて取得するものに限定しており、必要最小限の措置である。							
税負担軽減措置等の 適用実績			年度 適用件数 減収額(百万円) 平成 27 年度 O O 平成 28 年度 O O 平成 29 年度 O O 平成 30 年度 O O 平成 31 年度 O O							
	税負 の通 する	地方税における 負担軽減措置等 適用状況等に関 る報告書」に ける適用実績	 適用総額の種類 課税標準(固定資産の価格) 適用総額(千円) O(平成28、29、30年度) 							
		ページ	28 — 3							

税負担軽減措置等の用による効果(手段しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	〇資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成 海上貨物輸送コストの低減効果(対平成25年度総輸送コスト)約5%減(令和2年度)
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 由	○前回要望時からの達成度: (釧路港) ・平成31年2月に荷役機械を取得 ・平成31年3月に釧路西港開発埠頭(株)による釧路港国際物流ターミナルの供用開始 ・令和2年度より固定資産税を納付 (小名浜港) ・令和2年3月に荷役機械を取得 ・令和3年度より固定資産税を納付予定 (徳山下松港) ・平成31年3月に山口県(港湾管理者)が徳山下松港特定利用推進計画を公表 (水島港) ・令和2年3月に岡山県(港湾管理者)が港湾運営会社の運営計画の変更を認可し、水島港国際物流センター(株)にバルク業務を追加 ○目標に達していない理由: 前回要望(平成31年度要望)時において、徳山下松港は令和2年3月に荷役機械の取得を見込んでいたが、下記の理由により、荷役機械の取得に遅れが生じた。 (徳山下松港)近畿地方を中心に甚大な被害を出した平成30年台風第21号による高潮・高波被害を契機に、台風による高潮・高波被害を考慮し、下松地区の桟橋の天端高を見直した結果、桟橋上に整備される荷役機械の規格及びレール幅に変更が生じた。このため、荷役機械の整備期間が延長された。
これまでの要望経緯	平成 25 年度 創設 平成 27 年度 延長 平成 29 年度 延長 平成 31 年度 延長
~—:	28 — 4